



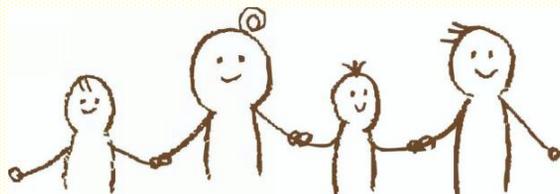
私たちの暮らしを守り、 要求を実現するために、 あなたの組合加入を呼びかけます

佐賀県高等学校教職員組合は、高等学校、県立学校の教職員の労働組合です。

組合の活動目的は「要求の実現」です。働くなかで、職場や仕事がかうあってほしい、改善されるようになってほしいと思うことがあります。それが要求なのですが、ひとり一人の要求には違いや温度差があります。仲間とともに語りあい、理解を深めるなかで、共感するものを見つけていく。共感の中から、要求を見出し、交渉を通じて実現をめざす。交渉だけでなく、社会にも訴え変化をおこしていく。この地道で丹念な取り組みが、組合活動なのです。

組合には、使用者（管理職や県教委）と対等の立場で交渉する権利（団体交渉権）が保障されます。立場の弱い一人一人の教職員では実現が難しいことを可能にすることができ、労働条件の改善や良好な職場づくりなどを実現するために必要な存在です。

1954年に設立されてからこれまで、運動によって労働環境は改善されてきました。産休や休業の保障、昇給や手当などの改善も、組合の粘り強い運動で実現してきました。



子どもの成長に関わる教職員には、たくさんの『やりがい』があると思います。一方、教職員は児童・生徒、保護者、同僚など多くの人に接する仕事なので、人間関係の悩みも少なくありません。社会問題となっている教職員の長時間労働や教職員不足など、不安になることもあるでしょう。

『やりがい』も大切ですが、仕事の悩みは教職員だから仕方がないと自分に言い聞かせ声をあげてをあきらめては、自分も周りも苦しくなる一方です。座して待つだけでは、状況は変わりません。要求は、私たちが行動して勝ち取るものなのです。

私たちの暮らしを守り、要求を実現するために、あなたの組合加入を呼びかけます。

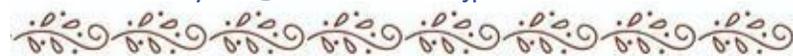


佐賀県高等学校教職員組合

〒849-0916佐賀市高木瀬町大字東高木227-1教育会館4階

電話0952-31-7711 FAX0952-31-7713

メールsakoukyoso@chime.ocn.ne.jp



「納得」と「共感」にもとづいた運動をめざしています

1 職場要求とその実現、賃金交渉

団体交渉を行ない、
勤務労働条件の改善を訴えています。
組合員は誰でも参加できます。



2 仲間の輪と連帯の拡大

会議や懇親会を職場分会で開いています。
分会だけでなく、専門部でも活動します。



3 情報の享受

「佐高教新聞」や「全教新聞」などを届けています。

4 学習の機会、楽しいイベント

県内、県外の教育研究集会や学習交流会、
レクレーションに参加できます。



5 ハラスメントの防止

不当な圧力に対して、組合は全力をあげて対処します。

6 人事異動問題の解決

意に沿わない人事や遠距離通勤の解決をめざし、県教委へ要請しています。

7 共済の加入と利用をすすめています

「全教共済」、「あんしん」、「自動車共済」の加入をすすめています。
総合共済は、すべての教職員が加入できます。

8 ろうきんの各種ローンを有利に利用できます

九州労働金庫と提携しています。
組合員は低金利で各種ローンを利用できます。
2023年フレッシューズキャンペーン（4月1日～12月31日）



組合費について

組合員になると組合費を払います。払われた組合費から、「活動費」「事務所費」「人件費」「運営費」「全教組合費」「共闘費」のために用いています。

組合費の使い道

- ・活動費（会議や行事を運営するための費用。会議などの参加旅費。組合員の福利厚生費用）
- ・事務所費（教育会館の事務所費、光熱費）
- ・人件費（専従執行委員、書記の人件費）
- ・運営費（事務所を運営するための経費 印刷費・通信費）
- ・全教組合費（上部組織である全教に一人当たり1980円を納めています）
- ・共闘費（県内の労働組合と共同して取り組むための経費）

組合費は、一般会計の組合費と、特別会計の組合費に区別しています

一般会計の組合費

- ・正規 給料 × 0.013 + 100円
（給料の号給に応じて計算をします。若い方で約4,000円、給与が高いで約5,900円になります）
- ・臨任者、再任用者、会計年度任用職員、研修者：1,500円（2024年4月より2,000円の予定）
- ・無給者(育休・長期病休等、給与が支給されていない人)：0円

特別会計の組合費

- ・『救援基金（25円）』 組合活動により処分を受けた時の基金です。50年前にストライキでたたかった先輩教職員の賃金補償のために数年前まで支出してきました。現在も組合活動中に万が一のことがあった時はここから支出する予定です。
- ・『闘争資金（50円）』 組合活動で重要なたたかいを行う際に用います。
- ・『専従補償（本俸 × 0.5/1000 170円～220円）』 専従執行委員が復職時に給与や退職金がかかることがあるので、その補償のために用います。
- ・『全教組合費（360円 + 本俸 × 4/1000 1,300円～2,100円）』 上部団体である全日本教職員組合（全教）に納めています。全国的な運動に使い、東京等の会議費用として還元がされています。
- ・『会館維持費（本俸 × 1/1000 260円～440円）』 組合事務所を置く教育会館の事務所費や光熱費などを支払います。
- ・『教育会館拠出金（250円。3万円上限）』 50年前に現在の教育会館を建てる際に、組合員が3万円を出し合って資金を作った経緯から、現在も続いています。

組合費は正規の方で月額6,000円～9,000円ほどで、安くはありません。だからこそ、要求実現、組合の仲間を増やすために適切に用いています。毎年開催する定期大会で会計報告をおこなっています。

2023年度の組合加入は、正規教職員の方は年度内の組合費が毎月2,000円です！

組合だからできる安い掛金の全教共済

組合員が増える、全国の仲間が増える、掛金を安く維持できる

病気やケガをして
入院や手術

先進医療特約付

医療共済

新規加入 65歳まで
継続 80歳まで

医療共済

終身タイプ

(先進医療児童付帯)
新規加入 81歳まで
継続 生涯

ケガをして通院

傷害共済

新規加入 65歳まで
継続 生涯

病気やケガによる
死亡または後遺障害

生命共済

新規加入 65歳まで
継続 80歳まで

医療共済・傷害共済・生命共済は6月に新規募集・契約内容の変更、10月に新規加入を受け付けます。

全教共済は働いている時も
退職後もあなたをサポートします

大切な財産を守る
ために

地震特約付
火災・自然災害共済

おうちの 共済

賃貸にお住いの方へ

借家人賠償責任特約
があります。

日々のくらしの
万ーのために

くらしの賠償 責任共済

嬉しいときも
悲しい時も
みんなの支え合い

総合共済

毎月600円の掛金

総合共済、おうちの共済、くらしの賠償責任共済は随時加入です。
総合共済は組合員でなくても加入できます。医療・傷害・生命・
おうち・くらしの賠償責任は佐高教組の組合員が利用できます。

高教組が提携している保険 組合員ならではの契約と保障

生命保険「あんしん」 提携業者：明治安田生命

自動車保険

代理店：ライフネクスト（佐賀市）
ライフマスター（唐津市）

提携業者：損害保険ジャパン株式会社



佐高教共済会 | 佐賀県高等学校教職員共済会

電話0952-30-0885

全教共済

| 全日本教職員組合共済会

電話03-5211-0140